

# 平成31年度 流山市国民健康保険料について

## 1. 国民健康保険料の説明

平成31年度 国民健康保険料（平成31年4月分から翌年3月分までの保険料）

- (1) 医療分の保険料：その年に予想される医療費に充てるための保険料です。
- (2) 後期高齢者医療支援金分の保険料：後期高齢者医療制度を支えるための保険料です。
- (3) 介護分の保険料：40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）の保険料です。  
（65歳以上の方の介護保険料については、介護支援課より別途通知が送付されます。）

## 2. 国民健康保険の保険料率及び年間保険料の算出方法

### (1) 国民健康保険料算定基礎表【年額】

区分 保険料の種類	①所得割額		②均等割額	③平等割額	④①～③の合計	⑤限度額	当該世帯に賦課される年間保険料(A)+(B)+(C)
	料率	賦課標準額					
医療分	7.3%	前年の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を引いた額	19,200円	15,600円	①+②+③ (100円未満切捨て)	61万円	④または⑤の小さい方(A)
支援金分	2.2%		5,500円	/	①+② (100円未満切捨て)	19万円	④または⑤の小さい方(B)
介護分 (40歳～65歳未満)	1.6%		12,600円	/	①+② (100円未満切捨て)	16万円	④または⑤の小さい方(C)

#### ① 所得割額（所得割額の賦課標準額 × 料率）

国民健康保険に加入している方一人ひとりの平成30年中（1月から12月まで）の総所得金額等※から基礎控除額33万円を引いた賦課標準額を求め、その額に保険料の種類ごとに料率を乗じて算出します。

※総所得金額等とは、総所得金額及び山林所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額[特定公社債等に係る利子所得を含む]、上場(一般)株式等に係る譲渡所得等の金額[特定(一般)公社債等に係る譲渡所得等を含む]、土地等に係る事業所得等の金額、長期(短期)譲渡所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子(配当)等の額、条約適用利子(配当)等の額の合計額です。

※遺族年金、障害年金、雇用保険の失業給付等の非課税所得や退職金(年金形式で受け取る場合は除く)は、所得に含みません。

#### ② 均等割額（国民健康保険被保険者数 × 金額）

国民健康保険に加入している方一人ひとりに賦課される人数割額です。

#### ③ 平等割額

国民健康保険に加入している1世帯ごとに賦課される世帯割額です。

### (2) 保険料の計算期間

①保険料は、加入の届出をした月からではなく、国民健康保険の被保険者となった月の分から計算されます。

【月末に資格がある保険者に月割りで納付になります。】

年度当初より国保加入中の方は、前年所得を基に保険料を決定し6月中旬に納入通知書を発送します。

このため、次の表のように4月分～翌3月分までの12か月分を、当初納入通知書が届く月末（6月末）からの10回（10期）で納付いただくこととなります。

### 12か月分の保険料を10回（10期）で納付する場合<イメージ>

第1期 (6月末)	第2期 (7月末)	第3期 (8月末)	第4期 (9月末)	第5期 (10月末)	第6期 (11月末)	第7期 (12月末)	第8期 (1月末)	第9期 (2月末)	第10期 (3月末)
4月分 (1.0)	5月分 (0.8)	6月分 (0.6)	7月分 (0.4)	8月分 (0.2)	10月分 (1.0)	11月分 (0.8)	12月分 (0.6)	1月分 (0.4)	2月分 (0.2)
		7月分 (0.6)	8月分 (0.8)	9月分 (1.0)					3月分 (1.0)
5月分 (0.2)	6月分 (0.4)	7月分 (0.6)	8月分 (0.8)	9月分 (1.0)	10月分 (0.2)	11月分 (0.4)	12月分 (0.6)	1月分 (0.8)	2月分 (0.2)
1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分

※月末が土日祝・年末年始の場合、納期限は金融機関の翌営業日となります。

- ②年度の途中で変更の届出等がある場合、その届出の翌月以降に変更した納付書又は還付通知書を送付します。
- (a) 転入した方の保険料は、前年中の所得金額が不明のため、均等割額と平等割額のみを賦課した後、前住所に所得金額を照会し、判明した段階で保険料を変更します。(年度の途中で修正申告された場合は、お申し出ください。)
- (b) 国民健康保険の資格がなくなった方の保険料は、国民健康保険の資格がなくなった月の前月分までの保険料を再計算します。

**国民健康保険の資格喪失には、届出が必要です。(保険年金課又は出張所で手続きを行ってください。)**

その結果、保険料に不足分がある場合は変更した納付書を、納めすぎた場合は還付通知書を送付します。

- (c) **年度の途中で40歳に達する方**は、誕生月分(1日が誕生日の方はその前月分)から介護分保険料を計算し、変更した納付書を送付します。
- (d) **年度の途中で65歳に達する方**は、誕生月の前月分(1日が誕生日の方はその前々月分)までの介護分保険料をあらかじめ納期限ごとに振り分けて計算しています。
- (e) **年度の途中で75歳に達する方**は、誕生月の前月分までの国民健康保険料を計算します。世帯の中で他に国民健康保険に残る方がいる場合は、あらかじめ納期限ごとに振り分けて1回の請求額が多くならないように平均しています。後期高齢者医療制度の保険料と納付月が重なる場合がありますが、二重払いではありません。

**3. 納期限等一覧表(口座振替の世帯は、納期限の日に振替となります。)**

・普通徴収(全納は、第1期が納期限となります。口座振替の全納は、第1期に引き落としとなります。)

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	随時期
本年度納期限	7月1日	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	1月6日	1月31日	3月2日	3月31日	6月1日

※全納の場合も保険料の割引はありません。

・特別徴収(隔月支給の年金から保険料が天引きとなります。)

特別徴収の世帯	仮徴収 1回目	仮徴収 2回目	仮徴収 3回目	本徴収 1回目	本徴収 2回目	本徴収 3回目
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

※仮徴収とは、前年度2月に年金から天引きとなった保険料と同額を4月・6月・8月に天引きすることです。

その後、その年度に決定されている年間保険料から仮徴収した額を差し引いた額を10月・12月・2月の3回に振り分けて天引きします(本徴収)。

新たに特別徴収となる世帯	納付書 第1期	納付書 第2期	納付書 第3期	納付書 第4期	特別徴収 1回目	特別徴収 2回目	特別徴収 3回目
納期限(納付月)	7月1日	7月31日	9月2日	9月30日	10月	12月	2月

※新たに要件を満たした世帯は、1期・2期・3期・4期は納付書による納付となり、10月の年金支給分から天引きとなります。次年度からは、4月から天引きとなります。

**4. 保険料の軽減**

**前年中の所得が一定基準以下の世帯の場合**、国民健康保険料の均等割額と平等割額が軽減されます。そのため、**国民健康保険に加入している方は無所得でも申告をしてください。**(被扶養者などの場合、個人が特定できないと軽減されない場合があります。)

軽減の種類	軽減判定基準額(平成31年度改定)
7割軽減	33万円 以下
5割軽減	28万円 × (被保険者数 + ※特定同一世帯所属者数) + 33万円 以下
2割軽減	51万円 × (被保険者数 + ※特定同一世帯所属者数) + 33万円 以下

※「特定同一世帯所属者」とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行された方で、移行後も継続して国保上の同一世帯に属する方をいいます。ただし、移行時点以降に世帯主が変更となった場合や、被保険者全員が社会保険に加入した等で国保世帯が消滅した場合には、特定同一世帯所属者の資格は喪失となります。

(注1) 軽減判定所得は、世帯主(他の健康保険に加入中の方も含む)及び国民健康保険被保険者並びに特定同一世帯所属者の所得で判定を行います。

(注2) 加入者のうち、未申告の方がいる場合、軽減措置は適用されません。

(注3) 賦課期日(4月1日)又は世帯発生時の世帯状況で判定します。

(注4) 65歳以上(平成31年1月1日現在)の方の公的年金所得については、15万円を差し引いた額で判定します。

(注5) 青色専従者給与額及び事業専従者控除額は、所得割額算出には適用されますが、軽減判定では適用されません。

また、長期・短期譲渡所得の特別控除は、所得割額算出には適用されますが、軽減判定では適用されません。

## 5. 保険料の法的な軽減措置等について

### ①後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険料の緩和措置について

世帯員が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の世帯が単身となる場合、平等割額が5年間は1/2に、その後3年間は3/4の保険料になります。

### ②非自発的失業者に対する軽減措置について

非自発的失業者(雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者のうち、該当となる離職理由の方)は、届出により、一定期間給与所得額を30/100とみなして保険料の算定を行います。

※離職時年齢が65歳未満の方が対象となります。

※マイナンバー制度による情報連携の開始に伴い、マイナンバーの提示により申請時の「雇用保険受給資格者証」の写しの添付を省略できることとなりましたが、情報連携に時間を要する場合や一部の情報が連携できない場合が確認されています。そのため、当面の間はハローワークより発行される「雇用保険受給資格者証」の写しを添付頂くことにより手続きが円滑に行うことができますのでご理解ご協力のほど、よろしくお願いします。

## 6. 保険料の減免について

①災害等により生活が困難となった場合、自営業の方が倒産などにより前年と比較して所得が激減した場合、公私の扶助を受けている場合は、申請により被害の程度や所得額に応じた所得の減少割合によって、保険料の再計算を行います。また、医療費の一部負担金(窓口負担)についても同様に減免制度がありますので、お問い合わせください。

②社会保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に移行することにより、その方の被扶養者(資格を取得した日において65歳以上)が国保の資格を取得した場合は、所得割は当分の間免除に、均等割と平等割は2年に限り5割減額となります。(軽減等で5割以上軽減されている場合を除きます。また平等割については、上記以外の事由により国保に加入することとなった被保険者がいる場合及び65歳未満の被保険者がいる場合は減免の対象となりません。)

## 7. 保険料の納付方法について

保険料の納付は、原則として口座振替の方法をお願いしています。その他に、流山市役所(千葉銀行流山支店派出所)、流山市おおたかの森市民窓口センター、金融機関、コンビニエンスストア等の窓口にて納付書で支払う方法、携帯電話やスマートフォンを利用して納付する「モバイルレジ」サービス及びインターネットを利用したクレジットカードによる納付※「Yahoo!公金支払い」の方法があります。

ゆうちょ銀行・郵便局での口座振替は全国のゆうちょ銀行・郵便局で手続きできますが、窓口納付の場合は関東の各都県及び山梨県内のゆうちょ銀行・郵便局に限られます。なお、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア等、モバイルレジおよびYahoo!公金支払いでの納付は納期限を過ぎたものは取り扱うことができません。

※Yahoo!公金支払いでの納付は金額により、手数料(本人負担)がかかる場合があります。

納 付 場 所	・流山市役所(千葉銀行流山支店派出所) ・流山市おおたかの森市民窓口センター			
	・モバイルレジ【納期限内に限る】 ・Yahoo!公金支払い【納期限内に限る】			
	・コンビニエンスストア等(納付書裏面のコンビニエンスストア等で納付できます。)【納期限内に限る】			
	・下記金融機関の本支店			
	千葉銀行	東日本銀行	みずほ信託銀行	とうかつ中央農業協同組合
	筑波銀行	みずほ銀行	三菱UFJ信託銀行	中央労働金庫
	京葉銀行	三井住友銀行	亀有信用金庫	
埼玉りそな銀行	三菱UFJ銀行	城北信用金庫	関東各都県及び山梨県所在の	
常陽銀行	りそな銀行	東京東信用金庫	ゆうちょ銀行・郵便局	
千葉興業銀行	三井住友信託銀行	東京ベイ信用金庫	【納期限内に限る】	

## (1) 納付義務者は主として世帯の生計を維持する世帯主となります

国民健康保険料は、加入者一人ひとりの保険料を世帯ごとに合算し、住民票上の世帯主が納付義務者となります。このため、世帯主が後期高齢者医療制度に該当する方や会社員などで国民健康保険加入者でない方でも、世帯内に一人でも国民健康保険加入者がいれば、納付書は納付義務者である世帯主あてに送付となります（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条・流山市国民健康保険条例（平成3年流山市条例第6号）第7条）。但し、口座振替を選択した場合は、世帯主以外の名義人の口座からも納付することが可能です。

## (2) 特別徴収（年金からの天引き）について

国民健康保険に加入している方全員が65歳以上74歳以下の世帯の納付方法は、原則として世帯主の年金から特別徴収となります。また、前年度に特別徴収を行っている世帯は引き続き特別徴収となり、4月・6月・8月の天引き額は、前年度2月に天引きとなった保険料と同額になります（仮徴収）。

◆次のいずれかに該当する世帯は、特別徴収とはなりません。

- ①世帯主が年度途中で75歳になる場合
- ②世帯に65歳未満の国民健康保険加入者がいる場合
- ③介護保険料の天引きと合わせた額が年金額の2分の1を超える場合
- ④年金が年額18万円未満の場合
- ⑤世帯主が国民健康保険の加入者でない場合
- ⑥口座振替で納付している場合（口座振替に切り替える場合）
- ⑦介護保険料が特別徴収にならない場合

※特別徴収に該当しなくなった場合は、普通徴収（納付書による納付又は口座振替）に変更となりますので通知書をご確認ください。

## (3) 口座振替について

保険料の納付を口座振替にすると、指定口座から自動的に引き落としされ、納め忘れを防ぐことができます。一度手続きをしていただくと翌年度以降も継続されますので、原則として口座振替の利用をお願いしています。

なお、口座振替できる取扱金融機関については、左下「納付場所」に記載されている金融機関と同じです。

## (4) 納付方法の変更について

窓口での納付から口座振替へ変更を希望される方は、**複写式の口座振替依頼書でお申込みする場合には**、引き落としを希望する金融機関の窓口で、口座振替依頼書、国民健康保険被保険者証、預貯金通帳及び同届出印を持って手続きしてください。**はがき式の口座振替依頼書でお申込みする場合には**、必要事項を記入押印の上、直接又は郵送で流山市役所保険年金課へ届出をしてください。なお、いずれのお申込みでも金融機関の承認を要するため、目安として、お申込みいただいた2か月後の納期から引き落としとなります。

特別徴収（年金天引き）の対象となる世帯及び対象となっている世帯でも、口座振替のお申込みをいただくことにより、特別徴収を中止し、口座振替による納付に変更することができます。（但し、特別徴収の停止までに2～4か月程度かかります。）

納付方法の変更をご希望の方は、お問い合わせください。

## 8. 国民健康保険をやめるとき（国民健康保険の各種手続きには、個人番号が必要となります。）

転出した場合、職場の健康保険に加入した場合など、**流山市国民健康保険をやめるときは届出が必要になりますので、14日以内に届出をしてください。**

国保をやめるとき	届出に必要なもの
ほかの市町村へ転出するとき	保険証
職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証
職場の健康保険の被扶養者になったとき	（職場の健康保険証が未交付の場合は、加入したことを証明する書類）
死亡したとき	保険証、会葬礼状又は葬祭費用の領収書、振込先のわかるもの、印鑑
生活保護を受けるようになったとき	生活保護開始決定通知書、保険証

※上記の必要なものの他、個人番号がわかるもの（個人番号カード又は個人番号通知カード）を持参してください。

**流山市役所 市民生活部 保険年金課 国民健康保険係**  
〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1  
TEL 04-7150-6077 （課直通）  
流山市のホームページアドレス <http://www.city.nagareyama.chiba.jp/>